

令和元年度下期 高知龍馬空港募集型企画旅行（団体）造成支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和元年度下期高知龍馬空港募集型企画旅行（団体）造成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成目的）

第2条 高知県航空利用促進協議会は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港発着の定期航空路線を利用した、募集型企画旅行（団体）を造成する旅行会社（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

（助成金の交付対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づいた登録を受けている事業者とする。ただし、別表1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

（助成金の交付要件）

第4条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たし、第6条の規定により高知県航空利用促進協議会（以下「協議会」という。）会長に助成金を申請し、協議会会長（以下「会長」という。）が承認した旅行とする。

- (1) 募集型企画旅行（団体）であること
- (2) 高知龍馬空港発着の定期航空路線を片道以上利用すること
- (3) 旅行開始日及び旅行終了日が令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間（ただし、12月29日から1月6日までを除く。）に含まれること
- (4) 8名以上（大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除く。）の団体旅行であること
- (5) パンフレット、チラシ、ウェブサイト等を活用して、旅行商品の広報を行うこと
- (6) 前号の媒体に、「協議会の助成事業であること」及び「助成金額」を明記し、購入者に認識できるようにすること
- (7) 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと
- (8) 協議会のその他の助成事業又は他団体の助成事業の適用を受けて実施する旅行でないこと

（助成金の対象経費、交付額及び上限額）

第5条 助成金の対象経費は、高知龍馬空港を発着する航空機を利用する旅行商品の、販売価格から割り引かれた経費とする。

- 2 助成金の上限額は、旅行の参加者一人（大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除く。以下同様。）あたり、高知龍馬空港を往復利用する旅行の場合には3千円、片道利用する場合には1千5百円とする。
- 3 助成金の交付額は、第1項で定める経費と、前項で定める上限額のいずれか低い方の額とする。
- 4 助成金の交付人数は、一事業所につき100名を上限とする。ただし、各都道府県に複数の事業所が所在する事業者の場合は、各都道府県ごとに一事業所100名を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（第1号様式）を、令和元年10月31日（木）までに会長に提出するものとする。

2 前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 旅行行程が記載された旅行商品の概要
- (2) 旅行の募集のために使用するパンフレット、チラシ、ウェブサイト等の案など
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、別記第2号様式により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付決定の変更等の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき（旅行商品の追加造成又は催行中止に伴うものを含む）
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するとき（ただし、軽微な変更を除く）
- (3) 助成事業を中止又は廃止するとき

(助成金の請求及び実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、助成金実績報告書（第4号様式）及び助成金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 最終旅程表
- (2) 旅行の募集のために使用したパンフレット、チラシ、ウェブサイト等を印刷したもの等
- (3) 参加者が航空便に搭乗したことを証明する搭乗証明書またはその他の証明書類

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき

- (2) この要綱に基づき会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 会長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行状況について 報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。